

平成27年第4回 大山町教育委員会 議事録

日 時 : 平成27年3月25日 (水)
午後3時～

場 所 : 名和公民館 第1会議室

出席委員	1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
	4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者 教育次長(齋藤)、幼児教育課長(林原)、社会教育課長(手島)、
学校教育課 課長補佐(角田、佐藤)

参観人 0人

日 程

1. 開会宣言(午後3時00分)

委員長 ただいまから第4回目の大山町教育委員会を開会する。
日程については、配布資料のとおりである。

2. 議事日程の報告

委員長 会議時間については、15時から終了目標を17時としたい。

日程第1 会議時間の決定

自 午後3時 至 午後5時

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

教育長 2月28日から3月25日までの報告事項、4月8日までの今後の予定
について説明。

- 2月28日から3月1日の2日間、大山分館を会場に「大山公民館大山分館祭り」が開催された。多くの方に来て楽しんでいただいた。また、28日には今回で2回目となる町スポーツ少年団交流会が開催された。
- 3月3日には、保健福祉センターなわで「小地域懇談会事後研修会」があり、今年度は154集落で開催され、今年度の研修の成果と課題について報告を受けた。
- 4日には、保健福祉センターなわで「ことぶき学級」の閉講式があり出席した。あわせて名和公民館が今年度の優良公民館として文部科学大臣表彰を受賞されたのでこの場で報告させていただく。
- 5日には、町議会の3月定例会が24日までの日程で開会し、初日は補正予算について質疑・討論され、審議の結果可決された。
- 6日には、町議会の一般質問に対しての臨時の管理職会があり、教育委員会に関係する一般質問は、すでに文書で報告させていただいているが2人の議員さんからあった。

- 9日には、町内の各中学校で卒業証書授与式があり、朝から雪のちらつく悪天候のなかで生徒をはじめみなさんたいへんだったが、たいへん思い出深い卒業式であった。
- 15日には、大山支所で「所子重要伝統的建造物群保存地区選定1周年記念シンポジウム」があり約90名の出席があった。終了時刻が遅くなってしまったが、参加された方には、普段なかなか聞くことのできない講演だったので有意義な会であった。
- 19日には、町職員の異動内示による臨時の管理職会があり、お手元にお配りしている事務局組織図と職員配置図をみていただければと思うが、職員数総勢約250名の体制となった。機構改革により教育委員会事務局の管轄が今まで以上に広範囲なものとなった。ご確認いただき来年度の体制についてご理解いただきたい。
- 20日には、町内の小学校で卒業証書授与式が挙行され、天候の影響もあまり受けず滞りなく行われた。

委員長 ただいま教育長からあった報告事項について、何か意見、質問等があるか。ないようであれば、本日は多くの議案があるのでさきに進んで日程第3にうつる。

日程第3 議案 第1号 大山町教育振興基本計画について

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長 お手元にお配りしている「大山町教育基本計画」について説明させていただく。大山町ではこれまで町の中期総合計画のなか、教育の振興に向けて基本的な考えや施策を示してきたが、国の教育改革が進められ新たな教育課題への対応が求められている。
このなかで、今後本町が目指すべき教育の基本的な方向性や施策等を明らかにするため今回教育振興基本計画を策定した。
幼児教育や学校教育の充実をはじめ、生涯学習やスポーツ活動の推進、文化・文化財の保護・伝承などの社会教育活動について、それぞれについて構想や計画をたて実現にむけて取り組んでいく内容を明記しているのご確認いただきたい。
また、幼児教育では「子ども・子育て支援計画」、社会教育では「スポーツ振興計画」など今後策定されていく計画についても策定されればその都度この計画の見直しを行っていく考えである。

幼児教育課長 これに関連して今年度末に「次世代育成計画」が終了し、それに伴い現在「子ども子育て支援計画」を策定しており、次回4月の教育委員会で詳細について報告する予定です。

委員長 ただいま事務局より説明のあった議案について、意見をお願いしたい。ないようであれば私から質問させていただくが、教育振興基本計画は今後教育総合会議のなかで策定する教育大綱の基本となるものか。

教育次長 そのように考えている。

委員長 ほかにならないようであれば、採決にうつる。議案第1号は承認ということ
でよろしいか。

全委員 了承。

日程第4 議案 第2号

大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則の制定について

日程第5 議案 第3号

大山町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案 第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

日程第7 議案 第5号

機構改革に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定につ
いて

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長 次からの9議案は、規則、規程、要綱の制定又は改正についての議案で
ある。それぞれにわけて学校教育課長補佐から説明があるのでお聞きいた
だきたい。

学校教育課長 それでは議案の内容にうつる。まず、規則の制定又は改正についての4
補佐 議案について説明する。

第2号議案では、4月1日からの機構改革にともない町長部局の管轄で
あった人権推進課が社会教育課と統合し、人権・社会教育課となることか
ら人権推進課で行っていた事業に関する規則等について、新たに教育委員
会での告示を行う必要があるので今回上程したものである。内容について
は、第6条で庶務の担当課が人権・社会教育課に変更となった以外は、従
前の町長部局での告示の内容と変わらない。

第3号議案では、教育委員会会議規則の一部を改正するもので内容とし
ては、条文中の文言を統一するため「代行」を「代理」に改めるものであ
る。

第4号議案では、2月の教育委員会の中で話をさせていただいた「地方
教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴うなかでの条文中の番
号の訂正と「委員長」を「教育長」に改めるものについて関連する規則の
一部改正を行うものである。なお、附則でうたっているが現に在職する教
育長の任期中は従前の法律を優先することとなっている。

第5号議案では、4月1日からの機構改革にともない新しい名称となる
課の名称を変更することと、事務分掌を新しい課に明記している。

以上が第2号から第5号議案の議案説明である。

社会教育課長 これに関連して第5号議案について補足すると、人権・社会教育課の人
権関係の事務分掌は事業を遂行していくなかでのもので、各人権関係の施
設管理等については、町長部局で担当するものであると今のところ考えて
いる。

委員長 ただいま事務局より説明のあった4議案について、意見をお願いした
い。意見がないようであれば採決にうつるが、議案第2号から第5号は承
認ということよろしいか。

全委員 了承。

日程第 8 議案 第 6 号

大山町男女共同参画推進検討委員会要綱の制定について

日程第 9 議案 第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令の制定について

日程第 10 議案 第 8 号

大山町教育委員会公印既定の一部を改正する訓令の制定について

日程第 11 議案 第 9 号

大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱の制定について

日程第 12 議案 第 10 号

大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱の制定について

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長

ひきつづき第 6 号から第 10 号までの 5 議案は、規程、要綱の制定又は改正についての議案であるので、ひきつづきそれぞれにわけて学校教育課長補佐から説明があるのでお聞きいただきたい。

学校教育課長
補佐

それでは議案の内容にうつる。今回は規程、又は要綱の制定又は改正についての 5 議案について説明する。

まず規程について、第 6 号議案では、さきほど説明した第 2 号議案と同じように 4 月 1 日からの機構改革にともない町長部局の管轄であった人権推進課が社会教育課と統合し、人権・社会教育課となることから人権推進課で行っていた事業に関する規程について、新たに教育委員会での告示を行う必要があるので今回上程したものである。内容については、第 5 条で庶務の担当課が人権・社会教育課に変更となった以外は、従前の町長部局での告示の内容と変わらない。

第 7 号議案では、さきほど説明した第 4 号議案と同じように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴うなかでの条文中の番号の訂正と「委員長」を「教育長」に改めるものについて関連する規則の一部改正を行うものである。なお、同じように附則でうたっているが現に在職する教育長の任期中は従前の法律を優先することとなっている。

第 8 号議案では、さきほど説明した第 5 号と同じように 4 月 1 日からの機構改革にともない新しい名称となる課の名称を変更することを明記している。

次に要綱について、第 9 号、第 10 号議案ともさきほどの第 2 号及び第 6 号議案と同じように 4 月 1 日からの機構改革にともない町長部局の管轄であった人権推進課が社会教育課と統合し、人権・社会教育課となることから人権推進課で行っていた事業に関する規程について、新たに教育委員会での告示を行う必要があるので今回上程したものである。内容については、第 9 号では、第 5 条で庶務の担当課が人権・社会教育課に変更となった以外は、従前の町長部局での告示の内容と変わらない。また、第 10 号では第 3 条関係の別表中の所属及び職名について変更があり今回あらためたものである。

以上が第 6 号から第 10 号議案の議案説明である。

伊澤委員長

ただいま事務局より説明のあった 5 議案について、意見をお願いしたい。意見がないようであれば採決にうつるが、議案第 6 号から第 10 号は承認ということよろしいか。

全委員

了承。

日程第13 議案 第11号

大山町社会教育委員の委嘱について

日程第14 議案 第12号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第13 議案 第13号

大山町青少年育成指導委員の委嘱について

日程第14 議案 第14号

大山町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第15 議案 第15号

大山町文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第16 議案 第16号

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長 つぎからの6議案は、社会教育課関係の各委員の委嘱についての議案である。それぞれにわけて社会教育課長から説明があるのでお聞きいただきたい。

社会教育課長 第11号から第16号の6議案について説明する。6議案とも今年度末に任期が満了するため、あらたに委嘱のあった日から平成29年3月31日までの任期で委員を委嘱するものである。それぞれ氏名、年齢、住所、所属等記載しており摘要の欄に引き続き委嘱する方は再任、あらたに委嘱する方には新任と表記しているのでご確認いただきたい。ほとんどの委員が定員をみたしているが、スポーツ推進委員だけが3名欠員となっている。

委員長 ただいま事務局より説明のあった議案について、意見をお願いしたい。意見がないようであれば私のほうから質問させていただくと、社会教育委員の活動はどのようなものがあるか説明をお願いしたい。

社会教育課長 年2回開催する定例会への参加していただき施策について提言をいただいているのはもちろんだが、総合文化祭、マラソンフェスタなどいろいろな社会教育関係の行事や県などが主催する研修会にも参加していただくようにしている。

委員長 そのほか意見はないか。意見がないようであれば採決にうつる。議案第11号から第13号議案は承認ということによろしいか。

全委員 了承。

日程第19 議案 第17号

大山町立学校の学校医の委嘱について

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長 第17号議案について説明する。名和診療所の紙本所長がこの3月で勇退され、4月から野坂薫子氏が名和診療所長に赴任される。これまで名和診療所長に名和小、名和中の学校医を委嘱しているので、4月1日付で委嘱するものである。

委員長 ただいま事務局より説明のあった議案について、意見をお願いしたい。意見がないようであれば採決にうつる。議案第17号は承認ということによろしいか。

全委員 了承。

日程第20 議案 第18号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

教育次長 第18号議案について説明する。平成27年度末で期限がきれる中学校の教科用図書について、平成28年度から平成31年度までの4年間の教科書を採択する協議会を設置することについて承認を得るものである。内容については、別紙の会則を参考にさせていただきたい。なお、大山町からの採択協議会の委員も提案する。

委員長 ただいま事務局より説明のあった議案について、意見をお願いしたい。意見がないようであれば採決にうつる。議案第18号は承認ということによろしいか。

全委員 了承。

日程第21 議案 第19号

平成27年度 要保護児童生徒の認定等について

申請児童生徒数 11名 認定児童生徒数 11名

日程第22 議案 第20号

平成27年度 準要保護児童生徒の認定等について

申請児童生徒数 95名 認定児童生徒数 95名

日程第23 議案 第21号

区域外就学の承諾について

区域外就学の申し立て 1件 認定件数 1件

日程第24 議案 第22号

区域外就学の許可について

区域外就学の申し立て 1件 認定件数 1件

日程第25 協議 (1) 平成27年度大山町保育所徴収金徴収基準等について

幼児教育課長より「大山町保育認定(2号・3号)利用者負担額(保育料)基準額表(案)」をもとに平成27年度の利用者負担額について説明。委員全員一致で了解を受けた。

3. その他

教育次長より4月8日の町内小中学校の入学式と27年度の市町村教育委員会研究協議会の日程について報告があり、委員全員の了解を得た。

4. 次回の開催日程 平成27年4月22日 午前9時30分～

5. 閉会宣言(午後5時20分)